

# 国有財産売払公示書

下記の売払物件については、一般競争入札を行った結果、契約相手が決定しなかったことから、先着順にて売払います。

## 記

### 1 売払物件

物件番号	区分	所在	地番	地目	数量	最低売払金額
001	土地	檜山郡江差町字緑丘	38番2 38番4 38番5	宅地	144.32 m <sup>2</sup>	¥198,000
002	土地	檜山郡江差町字南が丘	7番186	宅地	349.26 m <sup>2</sup>	¥936,000
003	土地	檜山郡江差町字南が丘	7番217	宅地	351.00 m <sup>2</sup>	¥753,000
004	土地	滝川市滝の川町東3丁目	1140番52	宅地	620.64 m <sup>2</sup>	¥740,000

### 2 申込受付期間、申込窓口及び申込方法

#### (1) 申込受付期間

令和7年10月1日(水)から令和8年1月30日(金)まで

※ 土日祝日等北海道労働局の閉庁日を除く8時30分から17時まで

#### (2) 申込窓口

〒060-8566

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係

#### (3) 申込方法

普通財産買受申請書及び誓約書(他添付書類含む)を持参又は郵送による。

これ以外の方法(例:FAX又はEメール等)により提出された普通財産買受申請書は無効とする。

#### (4) 添付書類

① 個人の場合 (ア)「住民票抄本」(発行後3ヵ月以内のもの) ※マイナンバーの記載がないもの  
(イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)

② 法人の場合 (ア)「登記事項証明書(現在事項全部証明書)」(発行後3ヵ月以内のもの)  
(イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)  
(ウ)「役員一覧」

### 3 申込者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令 70 条及び 71 条の規定並びに国有財産法第 16 条の規定に該当する者。
- (2) 「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。

### 4 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)提出者のうち、先着 1 者を契約相手方とする。ただし、同一物件に係る普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)について、持参及び郵送問わず同日に複数者より提出があった場合には、くじによる抽選により契約相手方を決定する。その場合、申請書提出日の 17 時以降に提出者あて電話連絡し、くじ引き参加の可否等について確認を行う。

### 5 手続き案内書及び契約条項を示す場所

北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎 9 階南側  
北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)

### 6 契約締結について

#### (1) 契約締結期日

売買契約締結は契約相手方を決定した日から 30 日以内とする。ただし、30 日目が土日祝日等による北海道労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日を契約締結期日とする。

#### (2) 契約保証金

契約相手方決定から売買契約締結日までに売買代金の 1 割以上を納付するもの。

### 7 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

### 8 売買代金の支払について

代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に、売買代金の 1 割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を売買契約締結の日から 20 日以内に支払うものとする。

なお、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなります。

### 9 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表する。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

### 10 その他

申込者は、本公示書のほか、北海道労働局で交付する売払案内書及び国有財産契約書(案)を十分理解の上、申込むものとする。

また、申込みにあたっては、入札保証金及び契約締結等の期限を除くほか、一般競争入札に付した際の条件を承継する。

以上公示する。

令和7年9月 日

契約担当官  
北海道労働局長 村松 達也

連絡先  
〒060-8566  
札幌市北区北8条西2丁目1番1札幌第1合同庁舎9階  
北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）  
☎011-700-5451（直通）